

第48期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社の役員に関する事項
5. 会計監査人の状況
6. 会社の体制及び方針
7. 連結注記表
8. 個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社ケーユーホールディングス

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主の皆様を提供しております。

(<http://www.ku-hd.com>)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、東京都、神奈川県を中心とした関東圏、東北地方及び北陸地方を主要営業地域として、四輪自動車及び二輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付随する事業を展開しております。

(2) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

① 株式会社ケーユー

名 称	所在地
本店	東京都町田市
東大子	東京都八王子市
東横相模原	神奈川県横浜市
相模原	神奈川県相模原市
秦野	神奈川県秦野市
千葉ニュー	千葉県千葉市
久喜	埼玉県久喜市
三郷	埼玉県三郷市
佐野	埼玉県佐野市
宇都宮イン	栃木県宇都宮市
仙台	宮城県仙台市
盛岡	岩手県盛岡市
秋田	秋田県秋田市
青森	青森県青森市
山形	山形県山形市
函館	北海道函館市
旭川	北海道旭川市
高山	岐阜県高山市
新湘南	神奈川県平塚市

② 株式会社シュテルン世田谷

名 称	所在地
メルセデス・ベッツ東名横浜	東京都町田市
メルセデス・ベッツ世田谷	東京都世田谷区
メルセデス・ベッツ世田谷	東京都世田谷区
サーティファイドカー・センター	東京都世田谷区
メルセデス・ベッツあざみ野	神奈川県横浜市青葉区
メルセデス・ベッツ東名静岡	静岡県静岡市
メルセデス・ベッツ横須賀	神奈川県横須賀市
メルセデス・ベッツ新百合ヶ丘	神奈川県横浜市麻生区
A M G 東京世田谷	東京都世田谷区
メルセデス・ベッツ多摩	東京都多摩市
メルセデス・ベッツ港南	神奈川県横浜市港南区

③ 株式会社モトーレン東名横浜

名 称	所 在 地
Tomei-Yokohama BMW東名横浜本店	東京都町田市
Tomei-Yokohama BMW横浜三ツ沢支店	横浜市神奈川区
Tomei-Yokohama BMW横須賀支店	神奈川県横須賀市
Tomei-Yokohama BMW町田鶴川支店	東京都町田市
BMW Premium Selection町田鶴川	東京都町田市
BMW Premium Selection 東名横浜	東京都町田市

④ 株式会社ファイブスター東名横浜

名 称	所 在 地
ジープ東名横浜	東京都町田市
ジープ相模原	相模原市中央区
ジープ新百合ヶ丘	川崎市麻生区
キャデラック・シボレー東名横浜	東京都町田市
キャデラック・シボレー相模原	相模原市中央区
フォルクスワーゲン相模原橋本	相模原市緑区
フォルクスワーゲン大和	神奈川県大和市

⑤ 株式会社シュテルン横浜東

名 称	所 在 地
メルセデス・ベント横浜東	横浜市神奈川区
メルセデス・ベント日吉	横浜市港北区
メルセデス・ベント藤沢	神奈川県藤沢市
メルセデス・ベント逗子	神奈川県逗子市

⑥ 株式会社RSケーユー

名 称	所 在 地
ハーレーダビッドソン相模原	相模原市南区

(3) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

部 門 名	従 業 員 数
国産車販売事業	429名
輸入車ディーラー事業	617名
管 理 部 門	49名
合 計	1,095名

(4) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 横浜 銀行	5,728百万円
株式会社 三菱UFJ 銀行	5,728百万円
株式会社 みずほ 銀行	1,783百万円
三井住友信託銀行 株式会社	250百万円
株式会社 三井住友 銀行	204百万円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

第16回新株予約権（2019年8月16日発行）

- ・新株予約権の数 1,875個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 187,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2019年8月17日から2049年8月16日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ・交付の状況
 - 当社取締役 5名 1,585個
 - 当社子会社取締役 5名 290個

(2) 当事業年度末日における会社役員の新株予約権等の保有状況

第4回新株予約権（2007年10月1日発行）

- ・新株予約権の数 235個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 47,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が23,500株から47,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2007年10月2日から2037年10月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

第5回新株予約権（2008年9月1日発行）

- ・新株予約権の数 275個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 55,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が27,500株から55,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2008年9月2日から2038年9月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。

- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第6回新株予約権（2009年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 275個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 55,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が27,500株から55,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2009年8月1日から2039年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第7回新株予約権（2010年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 510個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 102,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が51,000株から102,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2010年8月1日から2040年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使

する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。

- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第8回新株予約権（2011年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 510個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 102,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が51,000株から102,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2011年8月1日から2041年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第9回新株予約権（2012年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 510個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 102,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が51,000株から102,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2012年8月1日から2042年7月31日まで

- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第10回新株予約権（2013年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 510個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 102,000株（新株予約権1個につき200株）

（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が51,000株から102,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間

2013年8月1日から2043年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第11回新株予約権（2014年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 1,060個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 106,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2014年8月1日から2044年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第12回新株予約権（2015年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 1,200個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 120,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2015年8月1日から2045年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第13回新株予約権（2016年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 1,195個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 119,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2016年8月1日から2046年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第14回新株予約権（2017年8月31日発行）

- ・新株予約権の数 1,195個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 119,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2017年9月1日から2047年8月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第15回新株予約権（2018年8月18日発行）

- ・新株予約権の数 1,221個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 122,100株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2018年8月19日から2048年8月18日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

当社役員の保有状況（2020年3月31日現在）

	名 称	個 数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	第4回新株予約権	235個	4名
	第5回新株予約権	275個	4名
	第6回新株予約権	275個	4名
	第7回新株予約権	510個	4名
	第8回新株予約権	510個	4名
	第9回新株予約権	510個	4名
	第10回新株予約権	510個	4名
	第11回新株予約権	1,060個	4名
	第12回新株予約権	1,200個	4名
	第13回新株予約権	1,195個	4名
	第14回新株予約権	1,195個	4名
	第15回新株予約権	1,221個	5名
第16回新株予約権	1,585個	5名	

4. 会社の役員に関する事項

(1) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
橋本 雅之	2019年6月25日	任期満了	取締役
川田 俊哉	2019年6月25日	任期満了	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役細野保氏、平本和生氏、社外監査役細野泰司氏、竹生田尚重氏及び浅野雅雄氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役もしくは社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役もしくは社外監査役がその職務を行うにあたり、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、招集ご通知7頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏名	主な活動状況
取締役	細野 保	当事業年度開催の取締役会には、16回中15回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。
取締役	平本 和生	当事業年度開催の取締役会には、16回中13回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。
監査役	細野 泰司	当事業年度開催の取締役会には、16回中11回に出席し、また、同じく監査役会には12回中9回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。
監査役	竹生田 尚重	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回に出席し、また、同じく監査役会には12回中12回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。
監査役	浅野 雅雄	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回に出席し、また、同じく監査役会には12回中12回に出席し、長年にわたる財務・経理業務の経験に基づく知見から、適宜意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
合 計	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性及び信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合、監査役会の決定を得て、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人等を会計監査人として選任する旨の議案を株主総会にお諮りする方針であります。

また、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性及び信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合であって、取締役会の判断と相違する場合、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任及び新たな会計監査人の選任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求いたします。特に、会社法第340条第1項各号所定事由に該当すると認められる場合であって、必要と判断するときには、当社監査役会は、会計監査人の解任をすることがあります。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定めております。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範を定め、法令遵守精神の涵養と企業倫理の確立を図り、公正で透明な企業風土の構築に努めてまいります。また、コンプライアンス規程に基づき、各職制や研修等を通じ指導教育を実施し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制の整備を行います。

取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス上の問題に係る情報を、全ての役職員から広く収集いたします。

内部監査部は、監査役会と連携し、グループ各社について法令等の遵守状況を定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告いたします。

(運用状況)

グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するコンプライアンス・リスク管理委員会は、期初に設定した運営計画に基づき、制度・規程類の整備やグループ全社員に対する継続的な教育を行う等コンプライアンス意識の涵養を図っております。委員会は四半期毎に開催し、運営状況のレビューを行うとともに取り上げられた問題について審議の上、活動内容を取締役に報告しております。またコンプライアンス関連の規程・マニュアル・ハンドブックを社内イントラネットに開示し、全社員が常時閲覧できる体制を整備すると共に適宜内容の見直しを行っております。

内部監査部は、グループ各社について法令等の遵守状況を定期的に監査し、毎月社長が出席する監査報告会で監査結果を報告するほか、四半期に1回取締役会に報告を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等重要な会議の審議経過や意思決定の記録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、取締役の職務執行に係る情報につきましては、法令及び社内規程に基づき保存することといたします。

(運用状況)

取締役会等の重要な会議の記録については、事務局となる部署が法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、保存しております。重要事項に係る稟議書、重要な契約書等は、グループ各社をサポートする部署が社内規程に基づき保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ会社を含む全社的なリスクを把握・評価し適切な対応を行うために、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図ります。またリスク管理の実効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、取締役をリスク管理総括責任者に任命し、グループのリスク管理の一元化を図ります。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜（緊急の場合は直ちに）社長及び必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものといたします。また災害をはじめとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備いたします。

(運用状況)

コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ横断的にリスク管理を行っており、全社員に対する継続的な教育研修のほか、委員会を四半期に1回開催し、リスクのある事案について協議し、リスクコントロールの強化を図っております。また、ケーユーグループ事業継続計画を定め、定期的に訓練を行う等により不測の事態が発生した場合の損害の最小化に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入し、監督と執行の分離による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図りつつ、業務執行にかかる責任を明確化しております。さらに、職務権限規程を定め、重要性に応じ、取締役会を含めた適切な機関において意思決定を行うものとし、他方、職務分掌規程を定め、業務の執行を適切に分担することといたしております。

業務の運営及び進捗状況の管理につきましては、毎年取締役会の決議を経て策定する年度計画（予算）に基づき、各部門に明確な目標を設定し、取締役会がその進捗管理を行い、内部監査の結果とあわせ定期的に業務運営状況を検証します。

(運用状況)

取締役会規程に基づき、取締役会を毎月開催しているほか、必要に応じ臨時に開催し迅速な意思決定を図っております。

業務の運営及び進捗状況につきましては、毎月取締役会において各社及び連結の月次決算を報告することにより予算に対する進捗状況等を管理するほか、内部監査部が四半期ごとに監査結果を取締役に報告し、業務の運営状況を検証しております。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。

当社の常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼務しているほか、内部監査部が定期的にグループ各社を監査する等グループの業務の適正を確保する体制を整備いたします。

また当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための統制の強化と、財務報告に係る内部統制の評価基準に則り、公正妥当な評価を行う体制の整備を図ります。

(運用状況)

当社の常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼務しております。各社の取締役会は、毎月同日・同時に開催しており、各社の運営を監視・監督しております。また、内部監査部が四半期ごとに各社の監査結果を取締役に報告する事で、企業集団における業務の適正を確保しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助する使用人を他部署との兼務で配置しております。当該使用人の人事考課及び人事異動に関しては、監査役会の意見を聴取することといたします。また、監査役が職務の執行にあたり当該使用人に対し指示を行った場合は、当該使用人はその指揮命令権に従うものとします。

(運用状況)

監査役の職務を補助するために必要な使用人を配置しております。当該使用人は監査役会の事務局として、社外監査役とのスケジュール調整や議事進行等運営のサポートのほか、監査役会議事録の管理、保管、資料の整備を行っております。当該使用人の人事考課にあたっては、監査役会の意見を聴取しております。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告いたします。常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼務しており、各社の取締役会のほか営業会議等主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受ける体制といたします。また監査役は、業務執行に係る重要な文書及び稟議書等を閲覧し、必要に応じ取締役または使用人にその説明を求めることといたします。

内部通報規程により、当社グループの役職員に対し社内規則や法令等に違反する行為を知ったときは、直ちに通報する義務を負わせる一方、通報者に対する保護と報復行為の禁止を定めています。

(運用状況)

常勤監査役は、グループ各社の主要な会議に出席し、業務の進捗状況を把握するほか、随時グループ各社の店舗を臨店し、使用人からの情報収集に努めております。また、幅広く情報収集を行うために内部通報規程を定め、社内イントラネットを通じ全ての役職員が閲覧可能な状態としております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また内部監査人とも密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高めることといたします。

また、監査役がその職務執行について生ずる費用または債務の処理について、監査役の職務の執行に必要なでないと証明された場合を除き、速やかに費用等を支払うものとしします。

(運用状況)

監査役会は、会計監査人から会計監査結果の報告を受けるほか、適宜情報の交換を行っております。また、常勤監査役と内部監査部は、毎月開催する監査結果報告会において相互に連携し、監査の効率性・実効性を高めております。

監査役の職務執行に必要な費用については、速やかに支払を行っております。

- ⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に則り、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨みます。また、コンプライアンス規程において反社会的勢力との対決を謳い、更にコンプライアンスマニュアルで具体的内容を定めることにより、グループ全ての役職員への徹底を図り、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進いたします。

(運用状況)

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、不当要求防止責任者の設置や地元警察との連携を行うほか、条例に基づき契約書への暴力団排除条項の追加や新規取引開始時には社内規程やマニュアルに従い属性チェックを行う等、実効性を高めております。

7. 連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

株式会社ケーユー

株式会社シュテルン世田谷

株式会社シュテルン横浜東

株式会社モトーレン東名横浜

株式会社ファイブスター東名横浜

株式会社R S ケーユー

(注) 株式会社シュテルン横浜東は株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2020年3月31日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみ連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社6社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ たな卸資産

商 品

イ. 新 車

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ロ. 中古車

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原 材 料

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕 掛 品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～40年

機械装置及び運搬具 2年～15年

工具・器具・備品 2年～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）による定額法

- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

株式会社シュテルン横浜東を除く当社グループは確定拠出制度を導入しております。株式会社シュテルン横浜東は、退職一時金制度を導入しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

7. その他の重要な会計方針

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

II. 連結貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産

商品及び製品 1,382百万円

上記について、買掛金 2,065百万円の担保に供しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 8,777百万円

III. 連結損益計算書関係

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 44,126,024株
3. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 12,719,439株
4. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当 社 (親会社)	2007年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	11
	2008年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	6
	2009年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	7
	2010年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	11
	2011年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	14
	2012年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	17
	2013年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	33
	2014年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	59
	2015年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	79
	2016年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	77
	2017年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	98
	2018年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	88
2019年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	96	
連結子会社	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	601	

(注) 2007年新株予約権 52,000株、2008年新株予約権 62,000株、2009年新株予約権 62,000株、2010年新株予約権 122,000株、2011年新株予約権 122,000株、2012年新株予約権 122,000株、2013年新株予約権 122,000株、2014年新株予約権 132,000株、2015年新株予約権 142,000株、2016年新株予約権 140,500株、2017年新株予約権 140,500株、2018年新株予約権 145,700株、及び2019年新株予約権 187,500株のうち、権利行使できる条件を充足したものはありません。

5. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	939	30円00銭	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	314	10円00銭	2019年9月30日	2019年12月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議予定)	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	847	利益剰余金	27円00銭	2020年3月31日	2020年6月26日

V. 税効果会計

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	66 百万円
賞与引当金	130
投資有価証券評価損	37
長期未払金（役員退職慰労金）	106
減価償却超過額	71
その他	754
繰延税金資産 小計	1,167 百万円
評価性引当金	△ 369
繰延税金資産合計	797 百万円
繰延税金負債との相殺額	△ 458
繰延税金資産純額	339 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 15 百万円
固定資産圧縮積立金	△ 894
資産除去債務に対応する除去費用	△ 99
土地評価差額金	△ 258
その他	△ 46
繰延税金負債合計	△ 1,314 百万円
繰延税金資産との相殺額	458
繰延税金負債純額	△ 856 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割による影響	0.5
評価性引当額の増減	0.6
その他	1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8

VI. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗建設のための設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。

一時的な余剰資金は銀行の定期預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用しております。一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、一定限度額において投資信託への投資を行っております。

デリバティブは、リスク回避のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で7年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程を定め、取引先との信用取引についての遵守事項を定めております。個人に対する掛売りは原則として行いませんが、例外的に掛売りが認められる場合と承認申請の手順についてのルールを定めております。さらに、取引先ごとの売掛金残高は持株会社管理部門にて把握し、定期的に当該顧客を担当する拠点に通知し、拠点が責任をもって債権回収に当たる体制となっております。

また、個人顧客のクレジット利用により信販会社への売掛金が発生しますが、財務内容の良好な信販会社のみを取引対象としているため、信用リスクは僅少であります。

地震デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い損害保険会社のため信用リスクはほとんどないと認識しております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、稟議等により承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。運転資金として、将来の予測不可能な資金需要に備えて十分な資金及び資金化が容易な定期預金、有価証券を確保しております。また、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しており、円滑かつ効率的に資金調達が可能な体制をとっております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のほとんどは、財務内容が良好な信販会社向けのものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注1）を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,951	9,951	—
(2) 売掛金	2,910		
貸倒引当金 ※1	△11		
	2,899	2,899	—
(3) 投資有価証券			
① その他有価証券	1,050	1,050	—
資産計	13,901	13,901	—
(1) 買掛金	3,861	3,861	—
(2) 未払法人税等	1,072	1,072	—
(3) 長期借入金 ※2	13,747	13,744	△2
負債計	18,680	18,678	△2

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得価額又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	132	285	152
	(2) 債券	100	100	0
	①国債・地方債	—	—	—
	②社債	100	100	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	232	386	153
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	171	145	△25
	(2) 債券	100	99	△0
	①国債・地方債	—	—	—
	②社債	100	99	△0
	(3) その他	434	419	△15
	小計	706	664	△42
合計		939	1,050	111

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注1) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3
地震デリバティブ ※	—

※契約金額300百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	9,951	—	—	—
売掛金	2,910	—	—	—
合計	12,862	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
長期借入金	3,427	10,304	15	—

VII. 賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

VIII. 1株当たり情報

- 1株当たり純資産額 1,438円29銭
- 1株当たり当期純利益 118円45銭

Ⅹ. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社シュテルン横浜東
事業の内容 : メルセデス・ベンツ車の販売・修理

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社シュテルン横浜東を当社グループに迎え入れることにより、メルセデス・ベンツの販売網が、東京都南部、神奈川県北部、静岡県に加え、横浜市東部、神奈川県南部へ拡大するとともに、相互の人材及び技術交流による更なる競争力の強化を図ることを目的としております。

(3) 企業結合日 2020年1月31日(みなし取得日 2020年3月31日)

(4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称 変更ありません。

(6) 取得した議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

メルセデス・ベンツ日本株式会社から、株式会社シュテルン横浜東の資本引継ぎに係る要請を受け、検討を行った結果、メルセデス・ベンツビジネスの拡大、及び収益増加が十分図れるとの結論に至り取得することを決定いたしました。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年3月31日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額につきましては、当事者間の合意により非公表としておりますが、適正価額にて取得しております。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- | | | |
|----------------|-----------------------------------|--------|
| (1) 発生したのれん | 金額 | 656百万円 |
| (2) 発生原因 | 今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。 | |
| (3) 償却方法及び償却期間 | 2年間にわたる均等償却 | |

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,996	百万円
固定資産	1,560	百万円
資産合計	3,557	百万円
流動負債	2,110	百万円
固定負債	436	百万円
負債合計	2,547	百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

8. 個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年～40年
構築物	7年～20年
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）による定額法
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。
5. その他の重要な会計方針
消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,299百万円
3. 債務保証
関係会社（株式会社ファイブスター東名横浜、株式会社シュテルン世田谷、株式会社モトーレン東名横浜、株式会社R S ケーユー、株式会社シュテルン横浜東）の仕入先に対する債務保証 2,433百万円
4. 関係会社に対する金銭債権
関係会社に対する未収収益 585百万円

III. 損益計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
 - (1) 関係会社からの営業収益 4,004百万円
 - (2) 関係会社からの受取利息 1百万円

IV. 株主資本等変動計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度における自己株式の種類及び株式数
普通株式 12,719,439株

V. 税効果会計

1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	9百万円
投資有価証券評価損	28
長期未払金（役員退職慰労金）	106
減価償却超過額	21
子会社株式に係る一時差異	102
新株予約権	184
譲渡制限付株式報酬	56
その他	33
繰延税金資産小計	541百万円
評価性引当金	△370
繰延税金資産合計	171百万円
繰延税金負債との相殺額	△171
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△835百万円
その他有価証券評価差額金	△0
繰延税金負債合計	△836百万円
繰延税金資産との相殺額	171
繰延税金負債純額	△664百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△26.1
住民税均等割による影響	0.2
評価性引当額の増減	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.0

VI. 関連当事者との取引

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) ケーユー	東京都町田市	50	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任3名	不動産の賃貸	不動産の賃貸	420	—	—
	(株) シュテルン世田谷	東京都町田市	355	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任3名	資金の貸付、債務保証	資金の貸付	577	関係会社短期貸付金	900
								利息の受取	0	未収収益	0
								債務保証	1,886	—	—
	(株) モトーレン東名横浜	東京都町田市	50	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任4名	資金の貸付	資金の貸付	1,945	関係会社短期貸付金	1,700
								利息の受取	0	未収収益	0
	(株) シュテルン横浜東	横浜市神奈川区	69	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任3名	資金の貸付	資金の貸付	867	関係会社短期貸付金	1,550
								利息の受取	0	未収収益	0

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 不動産の賃貸料は、当社規程に基づき決定しております。
 3. 資金の貸借については、市場金利を勘案して決定しており、担保の授受はありません。
 又、取引金額は月末残高の年間平均額を記載しております。
 4. 債務保証は、仕入債務に対して行っております。なお、保証料の受取はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員	井上恵博	被所有 直接 2.41%	当社 代表取締役 会長兼社長	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)	26	—	—
役員	板東徹行	被所有 直接 1.21%	当社 代表取締役 副社長	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)	21	—	—
役員	井上久尚	被所有 直接 1.55%	当社 代表取締役 副社長	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)	21	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価格は、2019年7月17日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所市場第1部における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

VII. 1株当たり情報

1. 1株当たり純資産額 793円33銭
2. 1株当たり当期純利益 70円48銭

以 上